

東京工芸大学利益相反委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京工芸大学の産学官連携活動に伴う利益相反の管理、運用を適切に行うため利益相反委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、本学役員及び専任教職員（以下「職員」という。）の活動が利益相反状態に関して、次の各号に掲げる観点から審議する。

- (1) 本学の職務及び利益に対して個人の利益を優先させている。
- (2) 産学官連携活動を進めることによって教育・研究の活動に多大な支障が生じている。
- (3) 社会一般からみて大学における責任が果たされていないとみえる。

(組織、任期)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 産学官連携委員会の委員
- (3) 学長が指名する者 若干名

2. 前項1号及び3号の任期は、2年とし、任期の再任は、妨げない。

(委員長)

第4条 委員長は、学長又は学長が指名する者をもって充て、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(申告書の提出)

第5条 利益相反委員会の審議は以下に定める自己申告書の提出をもって行うものとする。

- (1) 利益相反状態が懸念される職員は、利益相反に関する自己申告書を委員会に提出する。
- (2) 前項に係わらず、委員長は、職員が利益相反状態にある又はその可能性があると判断した場合、当該職員に対して自己申告書の提出を求めることができる。
- (3) 自己申告書を求められた職員は、委員会に当該申告書を提出しなければならない。

(意見を求める機会)

第6条 委員会は、前条で提出された自己申告書の内容に関して自己申告書提出者又はその関係者に対して意見を求めることができる。

(利益相反に対する措置)

第7条 委員会は、対象事案に関する審議結果を学長に報告する。学長は、委員会の審議結果を受けて、職員等の行為が利益相反状態にある、又はそのおそれがあると認めるときは、当該職員に対して産学官連携活動の修正又は中止を求めることができる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席が無ければ、議事を開き、議決することができない。

(事務所管)

第9条 この規程に定める事務は、教育研究支援課が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めのない事項は、委員会の議を経て委員長が決定する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。